第15号様式(第13条関係)

権利異動届出書

年　　月　　日

（あて先）

羽島都市計画事業インター北土地区画整理事業

施行者　羽島市

代表者　羽島市長

住　　所

氏　　名

電話番号（　　　）　　　―

　羽島都市計画事業インター北土地区画整理事業施行地区内の下記土地については、下記のとおり権利異動をしたので、羽島市土地区画整理事業清算金徴収・交付事務取扱要綱第１３条第１項の規定により届け出ます。

記

1　権利者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 譲渡人 | 住所(所在地) | 　 | 電話 | (　　)　　― |
| 氏名(名称及び代表者名) | 　 | 持分 | 　 |
| 譲受人 | 住所(所在地) | 　 | 電話 | (　　)　　― |
| 氏名(名称及び代表者名) | 　 | 持分 | 　 |

2　土地

|  |
| --- |
| 換地処分後の土地 |
| 町名 | 地番 | 地積(m2) | 事由 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

(裏面)

注意事項

1　この届出書に譲渡を証する書類(譲渡人、譲受人で締結された売買契約書等)の写し、登記事項証明書、その他施行者が必要とする書面を添付してください。

2　「事由」欄には登記原因(売買、贈与、競売等)を記入してください。

3　借地権等の設定をされた場合は、「備考欄」に設定された権利を記載してください。

4　譲受人の住民票を添付してください。

5　共有の場合は、所定の用紙に共有者全ての必要な事項(住所、氏名及び持分など)を明記し、届出書に綴じ、必要書類を添えて提出してください。

6　清算金の権利義務の帰属は、換地処分公告日の権利者になります。清算金の債権譲渡又は債務引受けをされる場合は、債権譲渡届出書又は重畳的債務引受承認申請書を提出してください。

7　清算金の債権又は債務について相続が生じた場合は、清算金債権相続届出書又は清算金債務相続届出書を提出してください。